

**介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表(案)
(平成30年4月施行予定)**

平成 30年 2月

訪問介護相当サービスコード表	2
介護予防生活支援サービスコード表	4
介護予防通所サービスコード表	5
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	7

※単位数については、国の告示額を上回ることができないため、告示以降に変更する可能性があります。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

訪問介護相当サービスコード表(パターン1:身体介護及び生活援助を行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)※1	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)※1	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)※1	要支援2(週2回を超える 程度)	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)※2	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	266	1回につき
A2	2413	訪問型サービスⅣ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A2	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)※2	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	270	1回につき
A2	2513	訪問型サービスⅤ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)※2	要支援2(週2回を超える 程度)	285	1回につき
A2	2623	訪問型サービスⅥ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) (20分未満)	事業対象者・要支援1・ 要支援2	165	1回につき
A2	1413	訪問型短時間サービス・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算※3			1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算※4	所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算※3			1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算※4	所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※3			1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※4	所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		

※1 ※2を計画する中でこの単位を超過する利用となった場合はこちらを利用する。短時間と※2を併用し、この単位を超過する場合についても同様
 ※2 原則として回数単価を利用する
 ※3 ※1を使用する場合こちらを使用
 ※4 ※2を使用する場合こちらを使用

訪問介護相当サービスコード表(パターン2:生活援助のみを行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	2421	訪問型サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	181単位		181	1回につき
A2	2423	訪問型サービスⅣ/2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	126	
A2	2424	訪問型サービスⅣ/2・同一				事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	163	
A2	2425	訪問型サービスⅣ/2・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	114	
A2	2521	訪問型サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	181単位		181	
A2	2523	訪問型サービスⅤ/2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	126	
A2	2524	訪問型サービスⅤ/2・同一				事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	163	
A2	2525	訪問型サービスⅤ/2・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	114	
A2	2631	訪問型サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	要支援2 (週2回を超える程度)	181単位		181	
A2	2633	訪問型サービスⅥ/2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	126	
A2	2634	訪問型サービスⅥ/2・同一				事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	163	
A2	2635	訪問型サービスⅥ/2・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	114	
A2	1421	訪問型短時間サービス/2	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) (20分未満)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	165単位		165	
A2	1423	訪問型短時間サービス/2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A2	1424	訪問型短時間サービス/2・同一				事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A2	1425	訪問型短時間サービス/2・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A2	4011	訪問型サービス初回加算/2	チ 初回加算		200単位加算		200	1月につき
A2	4012	訪問型サービス生活機能向上加算/2	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算		100	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、処遇改善加算については以下に記載するパターン1のコードを使用

A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算				1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算			1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算				1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算			1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算			1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

介護予防生活支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001	介護予防生活支援サービス	イ 介護予防生活支援サービス 事業対象者・要支援1・要支援2 150単位	150	1回につき
A4	1002	介護予防生活支援サービス/短時間	ロ 介護予防生活支援サービス短時間 (30分未満) 事業対象者・要支援1・要支援2 100単位	100	
A4	1003	介護予防生活支援サービス/初回加算	ハ 介護予防生活支援サービス初回加算 事業対象者・要支援1・要支援2 200単位	200	1月につき

介護予防通所サービスコード表(パターン1 5時間以上連続してサービスを行う場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
負担割合が1割の場合									
A7	1001	介護予防通所サービス1	イ 介護予防通所サービス費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	262単位	90%	262	1回につき	
A7	1002	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	90%		13
A7	1003	介護予防通所サービス1/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%	215		
A7	1004	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物		94単位減算	90%	168			
A7	1005	介護予防通所サービス1/定員超過		定員超過×70%	90%	183			
A7	1006	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供		中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	90%	9		
A7	1007	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	136		
A7	1008	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	89		
A7	1009	介護予防通所サービス1/人員基準欠如		介護職員が欠員×70%	90%	183			
A7	1010	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供		中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	90%	9		
A7	1011	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	136		
A7	1012	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	89		
A7	1100	介護予防通所サービス/入浴介助加算	入浴介助加算	50単位加算	90%	50	1月につき		
A7	1101	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算	ロ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	90%	240			
A7	1102	介護予防通所サービス/生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	90%	100			
A7	1103	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算	ニ 運動器機能向上加算	225単位加算	90%	225			
A7	1104	介護予防通所サービス/栄養改善加算	ホ 栄養改善加算	150単位加算	90%	150			
A7	1105	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算	ヘ 口腔機能向上加算	150単位加算	90%	150			
A7	1106	介護予防通所サービス/事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算	90%	120			
A7	1107	介護予防通所サービス提供体制加算 I 1 1	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	90%		72	
A7	1108	介護予防通所サービス提供体制加算 I 1 2		要支援2(週2回程度)	144単位加算	90%		144	
A7	1109	介護予防通所サービス提供体制加算 I 2 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	48単位加算	90%		48	
A7	1110	介護予防通所サービス提供体制加算 I 2 2		要支援2(週2回程度)	96単位加算	90%		96	
A7	1111	介護予防通所サービス提供体制加算 II 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	90%		24	
A7	1112	介護予防通所サービス提供体制加算 II 2		要支援2(週2回程度)	48単位加算	90%	48		
A7	1113	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	90%	73		
A7	1114	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 2		要支援2(週2回程度)	90%	147			
A7	1115	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 1		(2)介護職員処遇改善加算(II) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	90%	53		
A7	1116	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 2		要支援2(週2回程度)	90%	107			
A7	1117	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 1		(3)介護職員処遇改善加算(III) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	90%	28		
A7	1118	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 2		要支援2(週2回程度)	90%	57			
A7	1119	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 1		(4)介護職員処遇改善加算(IV) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	90%	25		
A7	1120	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 2		要支援2(週2回程度)	90%	51			
A7	1121	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員処遇改善加算(V) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	90%	22		
A7	1122	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 2		要支援2(週2回程度)	90%	45			
負担割合が2割の場合									
A7	1021	介護予防通所サービス1/2割	イ 介護予防通所サービス費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	262単位	80%	262	1回につき	
A7	1022	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	80%		13
A7	1023	介護予防通所サービス1/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%	215		
A7	1024	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物/2割		94単位減算	80%	168			
A7	1025	介護予防通所サービス1/定員超過/2割		定員超過×70%	80%	183			
A7	1026	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供/2割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	80%	9		
A7	1027	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	136		
A7	1028	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	89		
A7	1029	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/2割		介護職員が欠員×70%	80%	183			
A7	1030	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供/2割		中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	80%	9		
A7	1031	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	136		
A7	1032	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	89		
A7	1130	介護予防通所サービス/入浴介助加算/2割	入浴介助加算	50単位加算	80%	50	1月につき		
A7	1131	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算/2割	ロ 若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	80%	240			
A7	1132	介護予防通所サービス/生活上グループ活動加算/2割	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	80%	100			
A7	1133	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算/2割	ニ 運動器機能向上加算	225単位加算	80%	225			
A7	1134	介護予防通所サービス/栄養改善加算/2割	ホ 栄養改善加算	150単位加算	80%	150			
A7	1135	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算/2割	ヘ 口腔機能向上加算	150単位加算	80%	150			
A7	1136	介護予防通所サービス/事業所評価加算	ト 事業所評価加算	120単位加算	80%	120			
A7	1137	介護予防通所サービス提供体制加算 I 1 1/2割	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	80%		72	
A7	1138	介護予防通所サービス提供体制加算 I 1 2/2割		要支援2(週2回程度)	144単位加算	80%		144	
A7	1139	介護予防通所サービス提供体制加算 I 2 1/2割		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	48単位加算	80%		48	
A7	1140	介護予防通所サービス提供体制加算 I 2 2/2割		要支援2(週2回程度)	96単位加算	80%		96	
A7	1141	介護予防通所サービス提供体制加算 II 1/2割		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	80%		24	
A7	1142	介護予防通所サービス提供体制加算 II 2/2割		要支援2(週2回程度)	48単位加算	80%	48		
A7	1143	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 1 1/2割	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	80%	73		
A7	1144	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 2 1/2割		要支援2(週2回程度)	80%	147			
A7	1145	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 1 1/2割		(2)介護職員処遇改善加算(II) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	80%	53		
A7	1146	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 2 1/2割		要支援2(週2回程度)	80%	107			
A7	1147	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 1 1/2割		(3)介護職員処遇改善加算(III) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	80%	28		
A7	1148	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 2 1/2割		要支援2(週2回程度)	80%	57			
A7	1149	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 1 1/2割		(4)介護職員処遇改善加算(IV) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	80%	25		
A7	1150	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 2 1/2割		要支援2(週2回程度)	80%	51			
A7	1151	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 1 1/2割		(5)介護職員処遇改善加算(V) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	80%	22		
A7	1152	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 2 1/2割		要支援2(週2回程度)	80%	45			

介護予防通所サービスサービスコード表(パターン2 3時間以上5時間未満連続してサービスを行う場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
1割負担の場合								
A7	1201	介護予防通所サービス2	イ 介護予防通所サービス費2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	232単位	90%	232	1回につき
A7	1202	介護予防通所サービス2/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%	185	
A7	1203	介護予防通所サービス2/送迎(無し)、同一建物		94単位減算	90%	138		
A7	1204	介護予防通所サービス2/定員超過		定員超過×70%	90%	162		
A7	1205	介護予防通所サービス2/定員超過/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	115	
A7	1206	介護予防通所サービス2/定員超過/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	68	
A7	1207	介護予防通所サービス2/人員基準欠如		介護職員が欠員×70%	90%	162		
A7	1208	介護予防通所サービス2/人員基準欠如/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	115	
A7	1209	介護予防通所サービス2/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	68	
2割負担の場合								
A7	1211	介護予防通所サービス2/2割	イ 介護予防通所サービス費2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	232単位	80%	232	1回につき
A7	1212	介護予防通所サービス2/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%	185	
A7	1213	介護予防通所サービス2/送迎(無し)、同一建物/2割		94単位減算	80%	138		
A7	1214	介護予防通所サービス2/定員超過/2割		定員超過×70%	80%	162		
A7	1215	介護予防通所サービス2/定員超過/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	115	
A7	1216	介護予防通所サービス2/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	68	
A7	1217	介護予防通所サービス2/人員基準欠如/2割		介護職員が欠員×70%	80%	162		
A7	1218	介護予防通所サービス2/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	115	
A7	1219	介護予防通所サービス2/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	68	

介護予防通所サービスサービスコード表(パターン3 2時間以上3時間未満連続してサービスを行う場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
1割負担の場合								
A7	1301	介護予防通所サービス3	イ 介護予防通所サービス費3	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	185単位	90%	185	1回につき
A7	1302	介護予防通所サービス3/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%	138	
A7	1303	介護予防通所サービス3/送迎(無し)、同一建物		94単位減算	90%	91		
A7	1304	介護予防通所サービス3/定員超過		定員超過×70%	90%	130		
A7	1305	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	83	
A7	1306	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	36	
A7	1307	介護予防通所サービス3/人員基準欠如		介護職員が欠員×70%	90%	130		
A7	1308	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(片道)		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	83	
A7	1309	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	36	
2割負担の場合								
A7	1311	介護予防通所サービス3/2割	イ 介護予防通所サービス費3	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	185単位	80%	185	1回につき
A7	1312	介護予防通所サービス3/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%	138	
A7	1313	介護予防通所サービス3/送迎(無し)、同一建物/2割		94単位減算	80%	91		
A7	1314	介護予防通所サービス3/定員超過/2割		定員超過×70%	80%	130		
A7	1315	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	83	
A7	1316	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	36	
A7	1317	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/2割		介護職員が欠員×70%	80%	130		
A7	1318	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	83	
A7	1319	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割		介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	36	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(平成29年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1:訪問型サービス(みなし)	0
A2:訪問型サービス(独自)	56
A3:訪問型サービス(独自/定率)	0
A4:訪問型サービス(独自/定額)	3
A5:通所型サービス(みなし)	0
A6:通所型サービス(独自)	0
A7:通所型サービス(独自/定率)	34
A8:通所型サービス(独自/定額)	0
A9:その他の生活支援サービス(配食/定率)	0
AA:その他の生活支援サービス(配食/定額)	0
AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率)	0
AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額)	0
AD:その他の生活支援サービス(その他/定率)	0
AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	0
AF:介護予防ケアマネジメント	3
	96